

【記入例】

改正フロン類法対応 推奨版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないと改正フロン類法に適合した書面になりません。

- 1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)
- 2 取次者 (茶色の字)
- 3 第一種フロン類充填回収業者 (紫色の字)

→A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者：氏名又は名称、住所、連絡先

→C票に記入

- ・取次者  
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にし点、回付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者  
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

→E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者  
担当者の部署名、氏名、フロン類引取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等：該当項目全て

→F票に記入

- ・処理方法等：該当項目全て
- ・引渡し先：該当項目全て

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

エアコンディショナー人の冷暖房冷媒機器及び冷凍機器等を冷却する機器

引渡し先にし点

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

引渡し先にし点

第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から交付している登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる

依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称及び住所

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

処理方法について1~5のいずれかに○印し、引渡し先及び冷媒番号ごとに、置及びその冷媒番号を記入

引渡し先業者が複数ある場合は、F票をコピーして使用

フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県及び許可・認定番号を記入

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にし点を記入)

伝票番号	0001234567
実付の年月日	2015年10月1日
電話	△△-1111-1111
FAX	△△-1111-1112

廃棄する機器の所有者等 (株)青空商事  
上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5  
担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男

廃棄する機器がある場所 (建物)名 青空ビル1階  
上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1

廃棄する機器の種類及び台数 エアコンディショナー 10台 冷蔵庫及び冷凍機器 50台

建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印) 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし

フロン類の引渡し先 (右記該当に○印)  第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)

取次者 (株)環境建設

取次者の氏名又は名称	環境建設(株)	回付の年月日	2015年10月6日
上記の住所	〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1	電話	△△-3440-0011
担当者	部署名 △△部 氏名 大木 ○朗	FAX	△△-3440-0033

フロン類の引渡し先 (右記該当に○印)  第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)

第一種フロン類充填回収業者 (株)冷媒回収設備

登録番号	567890	フロン類引取り終了した年月日	2015年10月12日
登録都道府県	○○	引取証明書交付の年月日	2015年10月13日
上記の住所	〒215-4567 ○○県住良市大書町5-5-5	充填回収技術者氏名	回収 太郎
担当者	部署名 ○○部 氏名 小村 △木	電話	△△-1111-1192
		FAX	△△-1111-2525

※平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収番号	フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
1	エアコンディショナー	10	300	50	60	60	60	300	360
2	冷蔵庫及び冷凍機器	10	300	50	60	60	60	300	395
計		10	300	50	60	60	60	300	395

フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因 1台 要因：室外機コンデンサー腐食による穴あき

回収したフロン類の処理方法等

フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号
1:破壊業者 (※1) 1 2 3 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0001, A0002, A0003	1234000
2:再生業者 (※1) 1 2 3 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0004, A0005, A0006	1234001
3:自ら再生 (※2) 1 2 3 4 5	kg	kg	60 kg	R 404A	A0007	
4:法46条1の例外による業者 (※3) 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R		
5:保管 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R		

※1) 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びF票の伝票番号を必ず記入する。  
 ※2) 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「自ら再生」を「自ら再利用」と読み替える。  
 ※3) 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「法46条1の例外による業者」を「省令7条による業者」と読み替える。

引渡し先(※4)

都道府県	東京	住所	〒195-xxxx 東京都港区○○○1-2-3-4-5
許可・認定番号	123456789	氏名又は名称	(株)フロン破壊再生
電話	03-xxxx-1111	自ら再生した場合の再生した年月日(※5)	2015年10月16日
FAX	03-xxxx-2222	フロン類引渡し又は充填を完了した年月日	2015年10月20日

※4) 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。  
 ※5) 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

伝票番号は任意項目

委託確認書を交付する日

廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所

引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所

C票を第一種フロン類充填回収業者に回付した日

フロン類をボンベに回収完了した日

E票(引取証明書)を取次者へ交付した日

フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者

管理番号は任意項目

実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数

回収できなかった要因を判り易く記入

別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入

容器識別番号を記入

処理を依頼する引渡し先を○で囲む

回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等

回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)

## ■ 改正フロン類法対応行程管理票(推奨版)記入のポイント

### 1 推奨版 ← 一次委託用・直接引渡し用

冷凍・空調機器の廃棄に至る書類のやり取りは、一次委託までが80%程度(アンケート結果)であったことを鑑み、記入を簡便にするための再委託までを管理する行程管理票『推奨版』が標準モデルとなります。

なお、改正フロン類法の施行は平成27年4月1日からですので、現在流通している推奨版Ver. 1も平成27年3月31日までは使用可能です。



### 2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>交付の年月日</b>：この行程管理票を交付する年月日を記入 原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要</li> <li>・<b>エアコンディショナー</b>：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入</li> <li>・<b>冷蔵・冷凍機器</b>：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入</li> <li>・<b>フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先</b></li> <li>・<b>第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)の写しを3年間保存</b></li> </ul>
取次者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>回付の年月日</b>：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を回付する年月日を記入</li> <li>・<b>登録番号と回収場所</b>：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認</li> </ul>
第一種フロン類充填回収業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>充填回収技術者氏名</b>：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入</li> <li>・<b>フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)を取次者に交付。E票(写)を機器の所有者に送付</b></li> </ul>
回収量等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>機器の銘板に記載されている充填量</b>：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入</li> <li>・<b>回収したフロン類の量</b>：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入</li> <li>・<b>フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因</b>：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入</li> </ul>
回収フロン類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はE票をコピーして使用</b></li> <li>・<b>E票またはE票(写)を、廃棄する機器の所有者等へ回付する際は受け取りの確認</b></li> </ul>
回収したフロン類の処理方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入</b></li> <li>・<b>フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入</b></li> <li>・<b>フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日</b>：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入。自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入</li> </ul>

### 参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者等から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、行程管理票のやり取りを工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で直接行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく回付し、またその写しを回付した日から3年間保存することが必要です。